

平成29年9月定例会

# 和歌山県議会議案

## 平成29年度和歌山県一般会計補正予算

平成29年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,712,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ571,301,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成29年9月12日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 167,700,000	千円 421,476	千円 168,121,476
	1 地方交付税	167,700,000	421,476	168,121,476
7 分担金及び負担金		1,138,903	141,541	1,280,444
	2 負担金	1,069,914	141,541	1,211,455
9 国庫支出金		72,677,820	2,112,050	74,789,870
	1 国庫負担金	31,938,576	3,670,971	35,609,547
	2 国庫補助金	40,015,947	△1,558,921	38,457,026
14 諸収入		94,612,077	282,150	94,894,227
	5 受託事業収入	1,890,464	282,150	2,172,614
15 県債		75,207,200	2,754,800	77,962,000
	1 県債	75,207,200	2,754,800	77,962,000
<b>歳入合計</b>		<b>565,589,731</b>	<b>5,712,017</b>	<b>571,301,748</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 72,606,367	千円 22,625	千円 72,628,992
	1 社 会 福 祉 費	55,599,961	22,625	55,622,586
6 農 林 水 産 業 費		25,353,174	106,707	25,459,881
	1 農 業 費	6,157,031	61,474	6,218,505
	3 農 地 費	7,288,433	45,233	7,333,666
7 商 工 費		92,175,754	52,208	92,227,962
	2 工 鉱 業 費	10,880,440	52,208	10,932,648
8 土 木 費		74,697,931	5,530,477	80,228,408
	2 道 路 橋 り よ う 費	38,260,889	3,911,267	42,172,156
	3 河 川 海 岸 費	16,223,747	481,715	16,705,462
	4 港 湾 費	6,107,194	404,295	6,511,489
	5 都 市 計 画 費	4,121,703	733,200	4,854,903
	<b>歳 出 合 計</b>		<b>565,589,731</b>	<b>5,712,017</b>

第2表 繰越明許費			
款	項	事業名	金額
8 土木費			48,120
	3 河川海岸費		48,120
		河川整備備	48,120
<b>合 計</b>			<b>48,120</b>

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成29年度子ども・女性・障害者 相談センター設備更新	自 平成29年度 至 平成30年度 (2年)	千円 61,579

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,580,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共海岸事業	1,166,600	以下同上	以下同上	以下同上
公共農業農村事業	1,025,300			
公共災害関連事業	3,856,500			
公共治水事業	2,309,600			
公共都市計画事業	249,500			
公共道路事業	11,524,100			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,832,300	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成29年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
1,179,600	以下同上	以下同上	以下同上
1,036,100			
4,016,500			
2,337,700			
515,800			
13,487,600			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 982,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
防災対策事業	264,700	以下同上	以下同上	以下同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,016,200	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 平成29年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
293,100	以下同上	以下同上	以下同上



## 平成29年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 平成29年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 土地売却面積	16,000㎡	55,765㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	587,555千円	163,614千円	751,169千円
第1項 営業収益	406,612千円	163,614千円	570,226千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	344,059千円	166,153千円	510,212千円
第1項 営業費用	327,498千円	166,153千円	493,651千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額485,772千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額502,944千円」に改め、「当年度分損益勘定留保資金245,660千円及び過年度分損益勘定留保資金240,112千円」を「当年度分損益勘定留保資金411,814千円及び過年度分損益勘定留保資金91,130千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	2,401,772千円	17,172千円	2,418,944千円
第1項 土地造成費	65,772千円	17,172千円	82,944千円

第5条 予算第9条として次の事項を追加する。

（重要な資産の処分）

重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土 地	御坊工業団地	45,765㎡	売 却

平成29年9月 日 提 出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸